

筑紫野市告示第 150 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省／建設省告示第1号）別表第1号に規定する区域を次のように変更し、この告示の日から施行する。

平成27年10月1日

筑紫野市長 藤田 陽 三



騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、筑紫野市長が指定する地域（以下、「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域

- 1 指定地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域
- 2 指定地域のうち、第4種区域であって、次に掲げる施設のある敷地の周囲概ね80メートルの区域内
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - ロ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - ハ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - ニ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - ホ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - ヘ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園

※ 平成24年4月1日筑紫野市告示第64号における指定地域の図面は、廃止するため、指定地域の変更がある際は、その変更に従うものとする。